

ポイント① ヒグマと出会わないために

ヒグマは本来、極力人間を避け、^{やぶ}藪の中などに隠れて行動しますが、私たちの方から近づかないために、次のことに気を付けましょう。

- ・日の出、日没時などの薄暗い時間帯は野山に立ち入らない
※ヒグマは夕方から早朝にかけて比較的活発に歩き回ります
- ・単独ではなく複数で行動する
- ・鈴やラジオなど音の出るものを携行し、大声で話したり、車のクラクションを鳴らすなど、人間の存在をヒグマに知らせる
- ・エゾシカなどの死骸を見掛けたら速やかにその場を離れる
- ・ヒグマのふんや足跡、臭いなど異変を感じたら直ちに引き返す

ポイント② ヒグマを引き寄せないために

人間が出す生ごみはヒグマにとってごちそうです。一度、その味を覚えたヒグマは餌を求めて繰り返し人里に現れるようになり、人間との接触事故を引き起こす原因になります。

- ・収穫後の農作物や、家庭から出た生ごみを野外に放置しない
- ・庭先の果物を収穫せずに放置しない
- ・山林などに、臭いの強い食べ物を持参しない
- ・弁当や飲み物などの食べ残しや容器は必ず持ち帰る
※土の中に埋めてもいけません

ポイント③ それでもヒグマと出会ってしまったら

ヒグマと遭遇したときに、確実に身を守る方法はありません。一番大事なことはヒグマと出会わないことですが、もし出会ってしまったら次のような行動が有効といわれています。

- ・冷静な状況判断のために、まずは「落ち着く」
- ・大声を上げたり、走って逃げたり、石をぶつけたりしてヒグマを刺激しない
- ・至近距離の場合、ゆっくり両腕を上げて姿を大きく見せ、ヒグマの目を見ながらゆっくりと後退する



ヒグマに注意！

秋はヒグマとの接触が多くなるシーズン

秋は、キノコ採りなどで野山に立ち入ることが多くなります。今年度は、道内のヒグマによる人身事故が過去最多となりました。野山はヒグマの生息域であるという意識を持ちましょう。

問い合わせ 農村振興課（市庁舎7階、☎65・4173）

ヒグマってどんな動物？

ヒグマは、雄で150〜400キロ、雌で60〜120キロ程度の体重があり、聴力に優れているため音に敏感なほか、嗅覚も非常に発達しています。また、逃げるものを追いかける習性があり、時速50キロ程度で走ることができます。

特に注意が必要な地域

八千代・拓成・岩内方面では、

クマの前足
クマの後足
クマの足跡
(北海道環境生活部環境局)
(生物多様性保全課HPより)

ヒグマの生息が確認されています。八千代町や拓成町では目撃情報も多く、岩内町の林道ではヒグマのふんも多数確認されています。戸蔭別川での釣りや、防風林・森林内へ立ち入る際は、十分に注意してください。

また、令和元年12月には市街地でもヒグマの出没が確認されました。万が一、ヒグマを見掛けた際には、安易な気持ちで近づかないようにし、自分の身の安全を確保することを第一に考えて、行動してください。

クマのふん
(令和元年6月)
(岩内町にて撮影)

特別弔慰金の支給対象者や支給内容など

支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」といいます）による遺族年金」などを受ける戦没者等の妻や父母などがいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給されます。

- (1) 令和2年4月1日までに「援護法」による弔慰金の受給権を取得した人
- (2) 戦没者の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) 上記(1)〜(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（おい、めいなど）
※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債（年間5万円）

請求期間・窓口

令和5年3月31日までに、地域福祉課へ。

必要なもの

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
 - ・第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
 - ・戦没者等の遺族の現況等についての申立書
 - ・「令和2年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本」など
 - ・印鑑
 - ・本人確認書類
- ※過去の請求状況などによって必要な書類が異なるので、窓口でご確認いただくか、問い合わせください。

窓口もしくは郵送で交付



特別弔慰金のお知らせ

戦没者等の遺族の皆さんへ

戦没者等の遺族に対して、国として改めて弔慰の意を表するため、特別弔慰金を支給します。

問い合わせ 地域福祉課（市庁舎3階、☎65・4146）

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づく、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十一回特別弔慰金）」の請求の受け付けを令和2年度より行っています。

特別弔慰金の趣旨

「特別弔慰金」は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対して支給されるものです。

支給対象者は、下図を参考に、請求手続きを行ってください。請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受け取ることができなくなるので注意してください。

